

宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した「公の施設の管理について（指定管理者制度を中心として）」に係る監査に結果は次のとおりです。

平成23年4月26日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

平成22年度

# 行政監査報告書

公の施設の管理について  
(指定管理者制度を中心として)

平成23年3月

宮城県監査委員

## 目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査対象機関	1
4	実施期間	1
5	重点調査事項	1
第 2	監査の結果と意見	2
1	本県の状況	2
(1)	公の施設	2
(2)	指定管理者制度	2
イ	制度の導入状況	2
ロ	制度の改正状況	3
2	重点調査事項	4
(1)	指定管理者選定委員会	4
イ	有識者等外部委員の登用及び選定委員の構成	4
ロ	審査項目・配点	5
(2)	指定管理者の募集	6
イ	公募・非公募	6
ロ	募集期間	7
(3)	住民サービスの向上	8
(4)	指定管理期間	9
(5)	指定管理料	10
イ	指定管理料の決定	10
ロ	修繕費の決定	11
ハ	利用料金制	12
(6)	指定管理者の事務引継	12
(7)	個人情報の保護	13
(8)	モニタリング・評価	14
(9)	指定管理者制度の導入効果と公の施設の今後	14
〔資料〕		
資料 1	公の施設の指定管理者指定状況等	17
資料 2	公営住宅法に基づく管理代行制度を導入している公の施設	19
資料 3	県直営の公の施設	19

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

公の施設の管理について（指定管理者制度を中心として）

### 2 監査の趣旨

公の施設の管理について指定管理者制度を導入し，平成24年3月にはその多くの施設において指定管理期間が満了するため，平成23年度には次期の指定管理者についての選定手続きを予定している。

このことから，本監査は，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき，これまでの指定管理者制度による公の施設の管理について，制度導入の効果や課題などを検証し，今後の指定管理者制度の適正かつ円滑な運営に資するものである。

### 3 監査対象機関

#### （1）行政経営推進課

#### （2）公の施設（直営等の施設を含む。）及び該当施設を所管する課（室）

#### （3）公の施設を管理する指定管理者（平成22年4月1日現在の指定管理者である42団体に対して，法第199条第8項の規定による関係人調査として実施。）

### 4 実施期間

平成22年11月から平成23年3月まで

### 5 重点調査事項

#### （1）指定管理者選定委員会

#### （2）指定管理者の募集

#### （3）住民サービスの向上

#### （4）指定管理期間

#### （5）指定管理料

#### （6）指定管理者の事務引継

#### （7）個人情報の保護

#### （8）モニタリング・評価

#### （9）指定管理者制度の導入効果と公の施設の今後

## 第2 監査の結果と意見

### 1 本県の状況

#### (1) 公の施設

「公の施設」は、法第244条の規定により「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められており、平成22年4月1日現在363施設（県営住宅255施設を含む。以下同じ。）となっている。

公の施設については、「指定管理者制度運用指針（平成20年7月9日策定。以下「運用指針」という。）において、その設置目的等を踏まえて常に必要性等の検証を行い、必要に応じて、廃止、民間移譲又は地方独立行政法人化を検討するものとされているほか、直営施設は、随時、直営の合理性を検証するとともに、指定管理者制度導入の可能性を検討し、制度導入可能なものについて順次移行することとされている。

表1 施設種別毎の公の施設数 (平成22年4月1日現在)

区 分	レクリエーション・スポーツ施設	産業振興施設	基盤施設 (下水道、 県営住宅 等)	文教施設	社会福祉 施設	計
指定管理者制度導入施設	14	1	80	6	17	118
うち公募	14	1	54	4	15	88
管理代行制度導入施設	0	0	215	0	0	215
直営による施設	0	1	7	14	8	30
計	14	2	302	20	25	363

施設種別は、総務省調査の分類による。

#### (2) 指定管理者制度

##### イ 制度の導入状況

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）では、改正前の法第244条の2第3項の規定に基づき管理委託を行っていた公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、原則として、公の施設は自らが直接管理を行うか指定管理者による管理を行うかのいずれかによることとなった。

本県においては、平成16年度に「公の施設の指定管理者の指定に関する手続等に関する条例」（平成16年宮城県条例第43号。以下「手続条例」という。）及び同施行規則を施行し、平成17年度から6施設について指定管理者制度を導入した。平成18年度には327施設、平成19年度には1施設を導入しており、平成22年4月1日現在の指定管理者制度導入施設は118施設（県営住宅215施設については、平成21年度から管理代行制度を導入。）となっている。

なお、直営の施設は平成22年4月1日現在30施設となっている。

表2 施設種別毎の指定管理者制度導入状況

区 分	レクリエーション施設	産業振興施設	基盤施設 (下水道、 県営住宅 等)	文教施設	社会福祉 施設	計	累 計
H17	4増			1増	1増	6増	6
H18	10増	1増	295増	5増	16増	327増	333
H19			1増		1減	0	333
H20							333
H21			216減		1増	215減	118
H22.4.1 現在	14	1	80	6	17	118	118

主な減は、県営住宅のうち215施設が平成21年4月から管理代行制度へ移行したことによる。

## □ 制度の改正状況

平成17年度の指定管理者制度導入に際しては「指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)を平成17年3月14日に制定したが、導入して3年後の平成20年度には、制度運用後の課題等に対応するため、新たに運用指針を策定している。その主な改正内容は次のとおりである。

### (イ) 指定管理者の募集

公募を行わない相当な理由があるものの取扱いについて、基本的な考え方では「政策・財政会議に諮った上で決定」としていたが、事務の効率化を図るため「施設の所管部局等の長が総務部長に協議して非公募」とすることができることとした。

### (ロ) 指定管理期間の設定

指定管理期間について、基本的な考え方では「社会福祉施設は5年、それ以外の施設は3年」を基本としていたが、職員の雇用問題や自主事業の定着化等を考慮し、「施設の維持管理が主たる業務の場合は3年、業務内容に相当な専門性が認められ、人材の育成確保等に期間を要する場合は5年」として当該施設の所管部局等の長が定めることを可能とした。また、「指定管理者に多大なリスクを負わせる等、5年を超えるべき特別の理由がある場合は、当該施設の所管部局等の長が総務部長に協議の上、相当期間を指定期間として設定」できることとした。

### (ハ) 指定管理者候補の選定組織

指定管理者の候補を選定するための選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員について、基本的な考え方では「部局内の職員で構成する組織を基本とし、特別な理由がある場合に限り、外部有識者等で構成する選定組織を設置」することができるとしていたが、選定の透明性、客観性及び利用者サービスの更なる向上等のために「有識者等の外部委員の登用」を義務付けた。また、選定委員会のうち「部局ごとに設置する選定委員会(以下「部局等委員会」という。)の委員の構成は5～6人を基本とし、8人を上限」とすることとした。

## (二) モニタリング・評価

指定管理者が行う施設の管理運営について、運用指針では「指定管理者から提出される事業報告書を基に、毎年度の活動内容を評価して、翌年度以降の効率的、効果的な施設管理に活かす」こととしていたが、評価等の具体的な方法が定められていなかったことから、平成21年2月27日に「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」(以下「モニタリング等指針」という。)を制定し、平成21年度以降の指定管理業務から適用することとした。

モニタリング・評価：モニタリングとは、施設所管課が指定管理者の行う公の施設の管理運営業務が年度事業計画書、協定書及び仕様書に基づき、適正に実施されているかどうかを確認するための定期又は随時に実施する点検及び確認をいい、評価とは、指定管理者が行う評価対象年度における管理運営等の実績に対する自己評価及び施設所管課が行う指定管理者の自己評価に対する評価をいう。

## 2 重点調査事項

### (1) 指定管理者選定委員会

#### イ 有識者等外部委員の登用及び選定委員の構成

平成20年7月に運用指針を制定し、選定委員会の委員構成において有識者等外部委員の登用を義務付けたのは、指定管理者候補の選定の透明性及び客観性の確保の観点から評価できるものである。

その結果、部局等委員会の6委員会では有識者等外部委員がそれぞれ1～2人登用されており、そのうち2委員会では次回の指定管理者募集の際には有識者等外部委員の登用人数を増やす予定としている。

また、必要に応じて個別の施設条例において設置される選定委員会(以下「個別委員会」という。)は3委員会あり、委員5～7人のうち有識者等外部委員は4～5人となっている。さらに、下水道施設においては、次回募集の際に個別委員会を設置する予定としている。

指定管理者の選考過程については、運用指針に基づき「指定管理者の選定に係る情報公開について」を作成して県民に情報公開しているが、より透明性、客観性を確保する観点から、外部委員をより一層積極的に登用するよう検討するとともに、施設によってはその特殊性に配慮し、業務内容等に精通する者の登用が可能となる個別委員会を活用することも検討すべきである。

さらに、選定委員会における女性委員(県職員は除く。)の登用状況を見ると、9委員会のうち女性委員を登用しているのは4委員会(44.4%)にとどまり、県の審議会等における女性委員を含む審議会等の比率95.4%(平成22年4月1日現在)を大幅に下回っている。また、有識者等外部委員のうち女性委員の登用率は31.8%となっており、県の目標値40%を下回っている状況にある。

今後、有識者等外部委員の委嘱の際には、女性委員の登用についてより一層推進されたい。

「宮城県男女共同参画基本計画」(平成15年3月策定)に定める県の審議会等における女性委員の割合の目標値。

表3 指定管理者選定委員会種別毎の直近開催時の委員会の構成人数

種別	委員会名	構成人数(A)			
			(A)のうち有識者等外部委員(B)	(A)のうち女性委員(C)	
				(C)のうち県職員を除く女性委員(D)	
部局等委員会	環境生活部指定管理者選定委員会	6	1	1	1
	保健福祉部指定管理者選定委員会	7	2	2	1
	経済商工観光部指定管理者選定委員会	5	2	0	0
	農林水産部指定管理者選定委員会	6	1	0	0
	土木部指定管理者選定委員会	8	1	0	0
	教育委員会指定管理者選定委員会	5	1	0	0
個別委員会	宮城県民間非営利活動拠点施設指定管理者選定委員会	5	4	3	3
	宮城県民会館指定管理者選定委員会	7	5	2	2
	宮城県総合運動場指定管理者選定委員会	6	5	0	0
計		55	22	8	7
登用率			40.0%	14.5%	12.7%
女性委員が登用されている委員会の比率(4委員会/9委員会)					44.4%
委員会において女性委員が占める割合(D)/(B)					31.8%

#### □ 審査項目・配点

指定管理者の選定方法及び選定基準は、手続条例第3条に規定する基準を満たす者の中から、運用指針において次の3つの視点を重視し総合的に評価して選定することと定めている。

- 視点1 施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの
- 視点2 施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの
- 視点3 施設をより経済的に管理する(管理経費が少ない)と認められるもの

具体的な審査項目、配点については、施設の規模や特殊性等を踏まえて施設ごとに定めており、指定管理者募集要項にも明示している。また、審査結果については委員の名前は伏せた上で審査員ごとに審査項目別の採点結果を

公表しており、透明性が確保されているほか、施設の特徴に応じた配点のウエイトにするなどの工夫が見られた。

今後は、公募回数が重ねられていくことから、他の部局等所管の施設を含めた類似施設の状況も参考にしながら、安定的で経済的な管理と住民サービスの向上がより図られるよう、評価の精度を高められたい。また、現指定管理者と新規参入を目指す事業者との評価が公平に行われるよう配慮するとともに、新規事業者の参入意欲を駆り立てるよう工夫されたい。

表4 社会福祉施設における審査項目及び配点の例

審査項目	配点
1 計画の内容及び実現性	180
2 申請者の能力	60
3 収支計画	60
計	300

表5 下水道施設における審査項目及び配点の例

審査項目	配点
1 計画の内容及び実現性	100
2 申請者の能力	60
3 収支計画	40
計	200

表6 体育施設における審査項目及び配点の例

審査項目	配点
1 県民の平等な利用が確保されること	25
2 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること	45
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること	15
4 情報公開、個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	5
5 その他公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準	10
計	100

## (2) 指定管理者の募集

### イ 公募・非公募

指定管理者制度の導入に当たり総務省は、「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画を提出させること（平成19年1月31日付け総務省自治行政局長通知）として、公募を原則としており、本県の運用指針においても、原則公募とし、特別な理由がある場合は非公募の方法をとることができることとしている。

これらを踏まえて、前回の募集の際は非公募としていたが、更新時の募集に際しては11施設（募集単位による。以下同じ。）において公募としたほか、現在非公募としている13施設についても、次回募集時には7施設について

公募を検討するとしており、一定の改善が見られる。

しかし、指定管理者の指定に係る応募状況を見ると、応募者は年々減少し、平成20年度に公募した27施設のうち、申請者が1事業者のみの施設が22施設となっている。

公募の場合には、応募者数を増やす対策が喫緊の課題であり、さらに民間事業者等の参入を促す工夫を講じるべきである。

また、一部の施設については公募に馴染まないとの意見もあることから、それぞれの施設の現場の実態をよく把握・分析し、公募の適否について常に検証を行い、非公募とする場合は、非公募とする理由について県民への十分な説明が必要である。

表7 直近の応募時における指定管理者の募集方法（施設所管課回答）

区分	施設数（募集単位）	比率（%）
公募	43	76.8
非公募	13	23.2
計	56	100.0

表8 非公募施設における次回募集時の公募採用の検討状況（施設所管課回答）

区分	施設数（募集単位）	比率（%）
公募を検討	7	53.8
公募は困難	4	30.8
施設廃止	2	15.4
計	13	100.0

表9 公募に係る応募者数の状況（施設所管課回答）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1者	4	11	1	6	22	1	7
2者	0	5	0	0	1	1	2
3者以上	2	9	0	0	4	0	0
平均応募者数	2.0	2.7	1.0	1.0	1.4	1.5	1.2

施設数は、募集単位による。また、同一施設で複数回の募集としているものがある。

## □ 募集期間

指定管理者の募集期間については、運用指針において原則1ヶ月以上確保することとしており、平成22年度の募集においては45日間を募集期間としている。

募集期間については、施設所管課及び指定管理者の大半が十分との考えであるが、下水道施設の施設所管課及び指定管理者からは、指定管理施設の特徴や技術の専門性を考慮して、応募書類を作成するための期間確保等のためには2～3ヶ月が必要との意見があり、また、社会福祉施設の指定管理者からは、指定管理施設の内容を十分に把握して応募するためには3～6ヶ月が

必要との募集期間の延長を希望する意見があった。

過去においては、施設によって異なる募集期間とした事例もあり、応募しようとする事業者に必要な準備期間を確保させることによって応募者数が増えることにつながるとも考えられることから、指定管理施設の特殊性などに応じた募集期間を設定するなどの弾力的な運用が必要である。

表10 募集期間に対する意見

区 分	施設数（募集単位）		比率（％）	
	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
もっと長く	4	5	7.1	8.9
十 分	52	49	92.9	87.5
もっと短く	0	1	0.0	1.8
そ の 他	0	1	0.0	1.8
計	56	56	100.0	100.0

表11 適当と考える募集期間

区 分		施設数（募集単位）		比率（％）	
		施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
もっと短く	1週間	0	1	0.0	16.7
	2ヶ月	0	4	0.0	66.6
	3ヶ月	4	0	100.0	0.0
	3～6ヶ月	0	1	0.0	16.7
計		4	6	100.0	100.0

### （3）住民サービスの向上

指定管理者制度の目的の一つである「民間事業者等のノウハウを活用した住民サービスの向上」について、施設所管課では45施設（80.4％）において住民サービスの向上が見られたとしている。指定管理者は、住民サービス向上のための具体的な取り組みとしてイベント及び学習会・講座の充実、開館（所）日数の拡大などを実施している。

また、指定管理者が実施している自主事業（公の施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により実施する事業）も住民サービスの向上につながるものと考えられ、30施設（53.6％）と半数の施設で実施しており、その内容として体験講座、各種イベント、展示会及び地域住民との交流会等の開催・実施を挙げている。

今後とも、自主事業の展開を含め、施設を利用する住民の利便性の向上を意識した施設運営に努め、それぞれの施設において住民への一層のサービス向上が図られることを期待する。

表 1 2 住民サービスの向上の状況（施設所管課回答）

区 分	施設数(募集単位)	比率(%)
向 上 し た	1 7	30.4
やや向上した	2 8	50.0
変わらない	1 1	19.6
低 下 し た	0	0.0
計	5 6	100.0

表 1 3 指定管理者による自主事業への取組状況（施設所管課回答）

区 分	施設数(募集単位)	比率(%)
取 組 あ り	3 0	53.6
取 組 な し	2 6	46.4
計	5 6	100.0

表 1 4 指定管理者による住民サービス向上のための取組内容（施設所管課回答）

区 分	施設数(募集単位)
イベントの充実	1 9
学習会・講座の充実	1 4
開館(所)日数の拡大	3
調査・研究活動の充実	1
料金の割引等	1
その他	1 7
計	5 5

複数回答による集計としている。

#### ( 4 ) 指定管理期間

指定管理期間については、運用指針によりその設定基準を改めている。これは平成 2 0 年度において多くの施設が 2 期目の指定管理者の選定を行うことから、施設所管課へのアンケート結果などを踏まえて見直しを行ったもので、より実態に即した運用ができるようになったことは一定の評価ができるものである。

社会福祉施設以外の施設においても指定管理期間を 5 年とできるようにしたほか、5 年を超える特別の理由があるときは総務部長協議により相当期間を設定できるようにした。

この結果、平成 2 1 年度からの 2 期目の指定管理について、人材の確保などの観点から指定管理期間を 3 年から 5 年とした施設は 5 施設認められた。

現在、指定管理期間を 3 年としている施設は 4 0 施設(71.4%)、5 年としている施設は 1 6 施設(28.6%)となっており、施設種別ではレクリエーション・スポーツ施設及び基盤施設にあつては 3 年、社会福祉施設にあつては 5 年としている施設がそれぞれ大半を占めている。

指定管理期間の考え方については、施設所管課にあつては現在の指定管理期

間が適当と考えているのが38施設(67.9%)と大半であるのに対して、指定管理者にあっては延長を希望しているのが32施設(57.1%)と半数以上になっている。その理由として、人材の育成・確保、中長期的な事業実施及び投資効果を得るためなどを挙げており、施設所管課と指定管理者とでは現在の指定管理期間に対する考え方に違いが見られる。

指定管理期間の長期化には、民間事業者等による新規参入意欲の低下や指定管理料固定化などへの懸念もある。一方、指定管理者の中長期的な事業計画が可能となることで、積極的な事業展開による住民サービスの向上やコスト削減効果等が期待できるというメリットもある。

このようなことから、指定管理期間については、施設の性格と指定管理者の声にも配慮し、その施設の設置目的を達成するのに最も適切なものとするため、その妥当性について常に検証し、見直しを行う必要がある。

表15 指定管理期間別の施設数

(平成22年4月1日現在)

区分	レクリエーション・スポーツ施設	産業振興施設	基盤施設(下水道, 県営住宅等)	文教施設	社会福祉施設	計
3年	12	1	19	4	4	40
5年	1	0	1	2	12	16
計	13	1	20	6	16	56

施設数は、募集単位による。

表16 指定管理期間に対する意見

区分	施設数(募集単位)		比率(%)	
	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
もっと長く	18	32	32.1	57.1
適当	38	22	67.9	39.3
もっと短く	0	0	0.0	0.0
その他	0	2	0.0	3.6
計	56	56	100.0	100.0

表17 指定管理期間別の指定管理期間に対する要望状況

現行指定管理期間	施設数(募集単位)	現状のままで良い		延長を希望する指定管理期間			
				5年		6~10年	
		施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
3年	40	25	15	13	14	2	11
5年	16	13	9			3	7
計	56	38	24	13	14	5	18

## (5) 指定管理料

### イ 指定管理料の決定

指定管理者制度導入の目的の一つである管理経費の削減については、指定

管理者制度移行初年度の平成 17 年度の管理委託料等と完全移行後の平成 19 年度の指定管理料について、一般財源ベースで比較したところ約 4 億 6 千 8 百万円の減、約 11% の縮減効果があったとしており、一定の評価ができるものである。

指定管理料については、県が募集の際に当該公の施設の管理に要する経費（直近 3 ヶ年分の収支実績（見込）額）を提示し、これを参考に応募者が収支計画を算定し、県と指定管理者に指定された者との協議により決定している。

協議に当たっては、経費の削減のみならず、単なる価格競争に陥ることなく、住民サービスの低下や労働条件の悪化につながることをないように配慮する必要がある。

また、指定管理者のモチベーションの低下を招くことのないよう、過去の実績及び市場調査等あらゆる情報を基にして公の施設の管理料として適切な金額を算定の上、指定管理者との協議に臨むことが必要である。

なお、指定管理料の算定に当たっては、住民サービスのあり方や収益性及び精算を要する費用の設定等が施設の種類によって様々でそれぞれ条件が異なることから、細部は施設所管課が決定せざるを得ないが、標準人件費及び一般管理費等に関する基本的な考え方については、庁内横断的に研究していくことが望ましい。

表 18 指定管理者制度導入施設の指定管理料の状況

区 分	平成 17 年度決算額(A)	平成 19 年度決算額(B)	(B) (A)
委託料（指定管理料）	4,351,618 千円	3,883,682 千円	467,936 千円

#### □ 修繕費の決定

修繕費の費用負担については、「基本協定書の作成例」（平成 21 年 2 月 12 日付け行経号外行政経営推進課長通知）において、施設の設置目的の達成に必要な機能を維持するための修繕は県の責任において実施し、小規模な修繕は指定管理者の責任において実施することとしている。

実際の運用においては、指定管理者が負担する修繕費の上限等負担の程度が明確に定められているのは 27 施設（48.2%）と半数にとどまっている。このうち、「見積価格 1 件当たりの額又は総額を規定」しているのが 12 施設と多く、次が「修繕実施後に精算する」が 9 施設、「すべて県が負担する」が 6 施設となっている。また、指定管理料について、27 施設（48.2%）の指定管理者が何らかの改善を求めており、そのうち、修繕料に関するものが 10 施設（37.0%）と約 3 分の 1 を占めている。

部品の定期交換のように当初から見込まれるものについては、あらかじめ修繕費として見込んでおくこともできるが、それ以外については、指定管理者が負担する修繕費の上限等負担の程度を明確にしておく必要がある。

また、小規模修繕として見積価格 1 件当たりの額を定めている場合であっても、その総額の上限について基本協定書等に明確にしておく必要がある。

表 1 9 修繕費用の上限・負担等の定め方の状況（施設所管課回答）

区 分	施設数（募集単位）	比率（％）
明確な上限額の定めあり	1 2	21.4
すべて県が負担	6	10.7
修繕後に精算	9	16.1
特に上限等の定めなし	2 9	51.8
計	5 6	100.0

表 2 0 指定管理料に対する意見（指定管理者回答）

区 分	施設数（募集単位）	比率（％）
妥当である	2 9	51.8
改善が必要	2 7	48.2
計	5 6	100.0

## 八 利用料金制

指定管理者制度を導入している公の施設のうち、利用料金を徴収しているのは47施設で、そのうち24施設(51.1%)が利用料金制を採用している。利用料金を徴収しているが利用料金制を採用していない施設のうち、利用料金制の導入を希望しているのは1施設のみとなっており、その他の施設においては利用料の事業費に占める割合が低いことなどにより利用料金制の採用を希望していない状況にある。

利用料金制は、指定管理者が民間事業者等としてのアイデアを活用し、その経営努力による利用料金収入の増が指定管理者の収益に結びつくなど、指定管理者にインセンティブが働き自助努力を促す意義がある。

今後とも、利用料を徴収する施設においては、その施設の特性等を十分に考慮の上、利用料金制の導入の適否について前向きに検討すべきである。

利用料金制：公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を指定管理者の収入として收受させて、施設の管理運営に要する経費の全部又は一部を利用料金収入の中から賄わせる制度をいう。

### (6) 指定管理者の事務引継

指定管理者制度導入後における指定管理者間の交代は9施設あり、一部において引継当初は多少の事務処理の遅れが見られたものの、大きなトラブルはなかったとのことである。

事務引継期間については、平成22年度における指定管理者候補の募集スケジュールでは1ヶ月程度を予定しているが、この期間について施設所管課では19施設(33.9%)、指定管理者では20施設(35.7%)が短いとしている。これは従業員の交代等を想定してのことであり、その引継方法や必要とする期間は施設により様々であるが、施設従業員が入替となる場合には、研修期間も考慮しなければならない。

新規参入を促すためには、あくまでも指定管理者の交代を想定したスケジュールを募集要項に示すとともに、事務引継スケジュールを確立しておくなど柔軟な対応が必要である。

また、指定管理者が交代することで、施設の運営上の支障や住民サービスの低下につながらないように留意する必要がある。

表 2 1 指定管理者間の交代の状況（施設所管課回答）

区 分	施設数（募集単位）	比率（％）
交代あり	9	16.1
交代なし	47	83.9
計	56	100.0

表 2 2 事務引継期間（1ヶ月）に対する意見

区分	施設数（募集単位）		比率（％）	
	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
長い	0	0	0.0	0.0
適当	37	36	66.1	64.3
短い	19	20	33.9	35.7
計	56	56	100.0	100.0

表 2 3 適当と考える事務引継期間（表 2 2 で「短い」と回答した施設所管課・指定管理者回答）

区 分	施設数（募集単位）		比率（％）	
	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
2ヶ月	0	4	0.0	20.0
3ヶ月	19	13	100.0	65.0
6ヶ月	0	3	0.0	15.0
計	19	20	100.0	100.0

## （7）個人情報の保護

個人情報の保護については、手続条例において「個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること」が指定管理者選定基準として定められている。また、個人情報保護条例において県と指定管理者双方に「個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない」ことが義務付けられている。

それぞれの指定管理者においては、これらの規程に則り具体的な個人情報保護規程等を制定して適切に管理しているとしており、施設所管課及び指定管理者とも個人情報の保護について発生した問題点はなかったとしている。

しかし、個人情報の保護について、指定管理者の中には幹部職員の問題意識が希薄で、管理方法等を十分に説明できない事例が見受けられた。今後は、幹部職員が率先して個人情報保護の重要性を再認識するとともに、個人情報の適切な管理を実効性あるものとするため、運用の実態をしっかりと把握した上で、研修等を随時行い、適切な運用の周知徹底や職員の意識改革を図り、組織全体として個人情報の保護・管理の強化に努める必要がある。

## (8) モニタリング・評価

モニタリング・評価(以下「モニタリング等」という。)については、モニタリング等指針に基づき平成21年度の指定管理業務から実施され、その結果は平成22年7月から県のホームページ上(総務部行政経営推進課)で公表している。

モニタリング等指針に基づき公表した「指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:平成21年度)」の総合評価によると、施設所管課の評価では、S評価が4施設、A評価が51施設及びB評価が1施設となっており、指定管理者の評価では、S評価が10施設、A評価が46施設となっている。全体としては適正な管理運営が行われていると言えるものの、施設所管課による個別項目の評価においては、改善を求めるB評価となっている項目も認められた。

また、モニタリング等の結果に対する施設所管課の自己評価では、49施設(87.5%)において「正確に評価できた」又は「ある程度正確に評価できた」としており、「評価が難しかった」としているのは7施設(12.5%)となっている。

モニタリング等の結果が単に「調査・公表」して終わりとなることのないよう、指定管理者と県とが共通認識に立って、公の施設の管理運営の改善に取り組むためのツールとして活用するとともに、常に指定管理者との意思疎通を図りながらモニタリングを通じて住民ニーズを把握するなど、利用しやすい開かれた施設運営に努める必要がある。

表2-4 評価基準

評価	評価の考え方
S	優れた管理運営を行った
A	適正な管理運営を行った
B	さらなる工夫・改善が必要
C	適切に行われなかった、大いに改善が必要

表2-5 モニタリング等の結果に対する自己評価の状況(施設所管課回答)

区分	施設数(募集単位)	比率(%)
正確に評価できた	13	23.2
ある程度正確に評価できた	36	64.3
評価が難しかった	7	12.5
計	56	100.0

## (9) 指定管理者制度の導入効果と公の施設の今後

平成22年4月1日現在、公の施設363施設中、118施設が指定管理者制度のもとで管理運営されている。

指定管理者制度の導入効果について、施設所管課においては、利用者の増加、小規模修繕の迅速化及び管理経費の削減などを挙げ、そのほとんど(92.9%)

で導入効果があったと評価している。また、今回の監査においても、総じて見れば指定管理者制度の導入に伴う一定の効果が認められた。

さらに、現在指定管理者制度により管理している施設について、平成23年度末での事業廃止が1施設(薬用植物園)、平成23年4月の民間移譲が5施設(太白荘、偕楽園、和風園、乳児院、不忘園)、地方自治体へ譲与が1施設(神割崎野営場)あり、県が所有することの適否について逐次見直しをしている。

他方、指定管理者制度未導入の30施設の今後の管理方針については、直営以外の管理について検討などを行っているのは16施設(53.3%)、直営を継続するとしているのは14施設(46.7%)となっている。前者のうち、「指定管理者制度導入について具体的に検討」しているのが5施設(図書館、美術館及び自然の家(3施設))、「導入の是非を含めて検討予定」としているのが7施設(県庁民駐車場、広域水道(2施設)、工業用水道(3施設)、東北歴史博物館)、「平成23年4月から一般地方独立行政法人化予定」が3施設(病院)、「平成24年3月で廃止予定」が1施設(中央児童館)となっている。

今後とも、公の施設全般について、社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえて、個々の施設の必要性の検証を行うとともに、その管理運営のあり方について、随時検討する必要がある。

今回の監査において、施設の管理運営上の諸課題に関して、施設所管課と指定管理者間で意思の疎通に欠けるケースが散見されたことは誠に残念である。

今後は、施設所管課並びに指定管理者等がコミュニケーションの充実を図り、情報を共有しつつ、これまで述べてきた諸課題を克服されたい。

また、継続して問題点の洗い出しや解決に向け取り組むことにより、一層充実した施設運営が図られるよう努力されたい。

表2.6 指定管理者制度の導入効果(施設所管課回答)

区分	施設数(募集単位)	比率(%)
効果があった	52	92.9
変わらない	3	5.3
低下した	0	0.0
その他	1	1.8
計	56	100.0

表 2 7 導入効果の主な内容（施設所管課回答）

主 な 内 容
施設の管理，事業運営のレベルが向上し，その結果，利用者が増加した。
指定管理者の自己評価と県の評価により，事業執行の目標や改善すべき点が明らかになり，双方で共通認識を持ちながら，より適正な管理運営がなされるようになった。
小規模な修繕が迅速，かつ柔軟に対応できるようになった。
利用者の視点に立った施設運営，事業実施，施設の広報等により，導入前より来館者数が 1.5 倍となった。
利用料金制導入により，集客力が指定管理者の収入となるため，旅行業者への営業や開館時間の延長など，集客力向上への努力が行われている。
指定管理者の創意工夫により，施設の管理運営経費の節減が図られたほか，導入前にはなかった新たな取り組みが見られ，サービス向上につながっている。
利用者からのクレームが大幅に減少した。
積極的な技術提案による施設の効率化や長寿命化が図られつつある。
利用者ニーズに合わせて様々なイベントを行うなどにより，集客につながっている。
管理者として主体的にサービス向上を図る姿勢が見られるようになった。

資料1 公の施設の指定管理者指定状況等

平成22年4月1日現在

施設	施設数	指定管理者	募集方法	現指定管理期間	摘 要
1 宮城県こもれびの森	1	(NPO法人)宮城県森林インストラクター協会	公募	3 H20.4 ~ H23.3	
2 宮城県伊豆沼・内沼サングチュアリセンター	1	(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	非公募	5 H21.4 ~ H26.3	
3 宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター	1	(NPO法人)宮城県森林インストラクター協会	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
4 宮城県クレー射撃場	1	(社)宮城県猟友会	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
5 宮城県県民の森	1	(NPO法人)宮城県森林インストラクター協会	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
6 宮城県昭和万葉の森	1	(株)万葉まちづくりセンター	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
7 宮城県民会館	1	宮城県民会館管理運営共同企業体	公募	5 H21.4 ~ H26.3	
8 宮城県慶長使節船ミュージアム	1	(公財)慶長遣欧使節船協会	非公募	3 H22.4 ~ H25.3	
9 民間非営利活動プラザ	1	(NPO法人)杜の伝言板ゆるる	公募	3 H20.4 ~ H23.3	
10 宮城県太白荘	1	(社福)宮城県社会福祉協議会	公募	5 H18.4 ~ H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
11 宮城県介護研修センター	1	(社福)宮城県社会福祉協議会	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
12 宮城県偕楽園	1	(社福)宮城県社会福祉協議会	公募	5 H18.4 ~ H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
13 宮城県和風園	1	(社福)宮城県社会福祉協議会	公募	5 H18.4 ~ H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
14 宮城県乳児院	1	(社福)恩賜財団済生会支部宮城県済生会	非公募	5 H18.4 ~ H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
15 宮城県さくらハイツ	1	(社福)宮城県福祉事業協会	公募	5 H18.4 ~ H23.3	
16 宮城県コスモスハウス	1	(社福)宮城県福祉事業協会	公募	5 H18.4 ~ H23.3	
17 宮城県母子福祉センター	1	(財)宮城県母子福祉連合会	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
18 宮城県不忘園	1	白石市外二町組合	非公募	5 H18.4 ~ H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
19 宮城県障害者福祉センター	1	(社福)宮城県身体障害者福祉協会	公募	5 H21.4 ~ H26.3	
20 宮城県障害者総合体育センター	1	(社福)宮城県身体障害者福祉協会	公募	5 H21.4 ~ H26.3	
21 宮城県視覚障害者情報センター	1	(財)宮城県視覚障害者福祉協会	公募	5 H21.4 ~ H26.3	
22 宮城県啓佑学園・宮城県第二啓佑学園	2	(社福)宮城県社会福祉協議会	公募	5 H18.4 ~ H23.3	
23 宮城県船形コロニー	1	(社福)宮城県社会福祉協議会	公募	5 H18.4 ~ H23.3	
24 宮城県七ツ森希望の家	1	(社福)宮城県社会福祉協議会	公募	5 H18.4 ~ H23.3	
25 宮城県援護寮	1	(社福)宮城県社会福祉協議会	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
26 宮城県薬用植物園	1	(社)宮城県薬剤師会	公募	3 H20.4 ~ H23.3	H23.3.31 廃止
27 宮城県御崎野営場	1	北日本ビル清掃(株)	公募	3 H20.4 ~ H23.3	
28 宮城県神割崎野営場	1	神割観光物産振興組合	公募	3 H20.4 ~ H23.3	H23.4.1地方 自治体へ譲与
29 松島公園(駐車場)	1	陽光ビルサービス(株)	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
30 みやぎ産業交流センター	1	夢メッセみやぎ管理運営共同事業体	公募	3 H22.4 ~ H25.3	

平成22年4月1日現在

施 設		施設数	指定管理者	募集方法	現指定管理期間	摘 要
31	宮城県岩出山牧場	1	(社)宮城県農業公社	非公募	5 H21.4 ~ H26.3	
32	小鯖漁港外17港の指定施設	18	宮城県漁業協同組合	非公募	3 H21.4 ~ H24.3	
33	雄勝漁港の指定施設	1	雄勝町雄勝湾漁業協同組合	非公募	3 H21.4 ~ H24.3	
34	気仙沼漁港(南町・魚市場前地区)の指定施設	1	気仙沼漁業協同組合	非公募	3 H21.4 ~ H24.3	
35	塩釜漁港(籬)の指定施設	1	塩竈市観光物産協会	非公募	3 H21.4 ~ H24.3	
36	塩釜漁港(釜の淵)の指定施設	1	塩釜市漁業協同組合	非公募	3 H21.4 ~ H24.3	
37	鮎川漁港の指定施設	1	牡鹿漁業協同組合	非公募	3 H21.4 ~ H24.3	
38	気仙沼漁港駐車場	1	気仙沼市	非公募	3 H21.4 ~ H24.3	
39	仙台塩釜港仙台区港湾環境整備施設	2	(社)宮城県建設センター	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
40	仙台港多賀城地区緩衝緑地	1	東北緑化環境保全(株)	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
41	矢本海浜緑地	1	東洋緑化(株)	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
42	岩沼海浜緑地	1	(社)宮城県建設センター	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
43	宮城県総合運動公園	1	(株)泉パークタウンサービス	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
44	加瀬沼公園	1	(社)宮城県建設センター	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
45	仙塩流域下水道	1	(財)宮城県下水道公社	非公募	3 H21.4 ~ H24.3	
46	阿武隈川下流流域下水道	1	荏原エンジニアリングサービス(株)東北支店	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
47	鳴瀬川流域下水道・吉田川流域下水道	2	石垣メンテナンス(株)東北支店	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
48	北上川下流流域下水道・迫川流域下水道・北上川下流東部流域下水道	3	石巻環境サービス(株)	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
49	県営住宅等	40	太平ビルサービス(株)	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
50	宮城県宮城野原公園総合運動場	1	(財)宮城県スポーツ振興財団	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
51	宮城県第二総合運動場	1	(財)宮城県スポーツ振興財団	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
52	宮城県仙南総合プール	1	陽光セントラル共同企業体	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
53	宮城県長沼ボート場	1	宮城県ボート協会	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
54	宮城県総合運動公園	2	宮城県スポーツ振興財団・同和興業・セントラルスポーツグループ	公募	3 H21.4 ~ H24.3	
55	宮城県ライフル射撃場	1	宮城県ライフル射撃協会	公募	3 H20.4 ~ H23.3	
56	宮城県婦人会館	1	(財)みやぎ婦人会館	公募	3 H22.4 ~ H25.3	
		118	42団体			

「施設」は、募集単位による。

資料2 公営住宅法に基づく管理代行制度を導入している公の施設

平成22年4月1日現在

施設		施設数	管理代行者	現管理代行期間	摘要
1	県営住宅（県営住宅の一部）	215	宮城県住宅供給公社	3 H21.4 ~ H24.3	
		215	1 団体		

資料3 県直営の公の施設

平成22年4月1日現在

施設		施設数	条例の名称	摘要
1	宮城県公文書館	1	公文書館条例	
2	宮城県庁県民駐車場	1	駐車場条例	
3	宮城県高等看護学校	1	衛生技術者養成施設条例	
4	宮城県子ども総合センター	1	社会福祉施設条例	
5	宮城県中央児童館	1	社会福祉施設条例	
6	宮城県さわらび学園	1	社会福祉施設条例	
7	宮城県拓桃医療療育センター	1	社会福祉施設条例	
8	宮城県リハビリテーション支援センタ	1	社会福祉施設条例	
9	宮城県産業技術総合センター	1	産業技術総合センター条例	
10	県立高等技術専門学校	5	職業能力開発校条例	
11	宮城県農業大学校	1	農業大学校条例	
12	仙台港高砂コンテナターミナル	1	港湾施設等管理条例	
13	広域水道（2施設），工業用水道（3施設）	5	公営企業の設置等に関する条例	
14	県立病院（3病院）	3	病院事業条例	
15	宮城県図書館	1	図書館条例	
16	宮城県美術館	1	美術館条例	
17	宮城県自然の家	3	自然の家条例	
18	東北歴史博物館	1	歴史博物館条例	
		30		